

様式第5 (第5条関係)

製造所
 危険物 貯蔵所 変更許可申請書
取扱所

記入例

| | | | |
|--|------------------------------------|-----------------------------|---------------------|
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | | | |
| 塩釜地区消防事務組合 | | | |
| 管理者 〇〇 〇〇 殿 | | | |
| 申 請 者 | | | |
| 住 所 塩釜市尾島町〇番〇号 (電話〇〇〇-〇〇〇〇) | | | |
| 氏 名 (株)〇〇油槽所 代表取締役 塩釜 太郎 印 | | | |
| 設 置 者 | 住 所 | 多賀城市鶴ヶ谷〇丁目〇〇番〇〇号 電話〇〇〇-〇〇〇〇 | |
| | 氏 名 | (株) 〇〇油槽所 代表取締役 多賀城 次郎 | |
| 設 置 場 所 | 塩釜市尾島町〇〇番〇〇号 | | |
| 設 置 場 所 の 地 域 別 | 防 火 地 域 別 | 用 途 地 域 別 | |
| | 準 防 火 地 域 | 工 業 地 域 | |
| 設 置 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号 | 〇〇年〇〇月〇〇日 指令第 〇〇〇 号 | | |
| 製 造 所 等 の 別 | 貯 蔵 所 | 貯蔵所又は取扱所の区分 | 屋外タンク貯蔵所 (〇〇タンク) |
| 危 険 物 の 類、品 名 (指 定 数 量)、最 大 数 量 | 第四類第1石油類ガソリン(200L) 1000KL | 指定数量 の倍数 | 5000 倍 |
| 位 置、構 造 及 び 設 備 の 基 準 に 係 る 区 分 | 令 第 〇〇 条 第 〇 項 (規則第 〇〇 条 第 〇 項) | | |
| 変 更 の 内 容 | 別紙のとおり | | |
| 変 更 の 理 由 | 別紙のとおり | | |
| 着 工 予 定 期 日 | 平 成 〇 年 〇 月 〇 日 | 完成予定期日 | 平 成 〇 年 〇 月 〇 日 |
| そ の 他 必 要 な 事 項 | 消防法令を遵守し、安全に留意いたします。 | | |
| ※ 受 付 欄 | ※ 経 過 欄 | | ※ 手 数 料 欄 |
| | 許可年月日 平成 年 月 日 許可番号 第 号 | | |

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 この許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
 - 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 4 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記載すること。
 - 5 位置、構造及び設備の基準にかかる区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は()内に記載すること。
 - 6 ※印の欄には、記入しないこと。

〔危険物製造所等変更許可申請書記入要領〕

- 1 申請に係る施設区分以外を二重線で抹消する。
- 2 申請日（申請書提出日）を記入する。
- 3 あて先は、**塩竈市長名**を記入する。
- 4 「申請者」欄は、原則として当該危険物施設の設置者の住所、氏名を記入する。
申請者が法人の場合は、名称、代表者氏名及び事務所の所在地を記入し、社印及び代表者印を押印する。申請手続きを代理人を定めて申請する場合は、委任状を添付する。
- 5 「設置者」欄は、当該危険物施設の設置者の住所、氏名を記入する。法人の場合は名称、代表者氏名及び事務所の所在地を記入する。
- 6 「設置場所」欄は、当該危険物施設の所在地を記入する。
- 7 「設置場所の地域別」欄は、都市計画図により確認し、記入する。
- 8 「設置の許可年月日及び許可番号」欄は、当該危険物施設の設置許可年月日・番号を記入する。
- 9 「製造所等の別」欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の別を記入する。
- 10 「貯蔵所又は取扱所の区分」欄は、危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分（同令第3条第2号イ及びロを含む。）を記入する。製造所の場合は斜線により抹消する。なお、国際輸送用移動タンク貯蔵所にあつては、「国際輸送用」である旨記入する。
- 11 「危険物の類、品名、最大数量」欄は、変更後の類、品名、最大数量を記入する。
 - (1) 法別表に掲げる類、品名を記入する。
 - (2) 最大数量は、貯蔵し、取り扱う危険物の最大数量を記入する。
 - (3) 製造所（一般取扱所）にあつては、原料危険物、中間危険物及び製品危険物のすべてを記入するとともに、危険物の類、品名、最大数量を算出した経過を示す説明書を添付する。
 - (4) 移動タンク貯蔵所で混載として申請する場合は、貯蔵するすべての品名を記載し、指定数量の倍数欄には、最大となる倍数を記入する。
- 12 「位置、構造及び設備の基準に係る区分」欄は、当該危険物施設の変更後に適用される位置、構造及び設備の基準に従い条項を記入する。
 - (例) a 階層設置のボイラーの一般取扱所の場合
令第19条第2項（規則第28条の57第2項）
 - b 一面開放で上階のある屋内給油取扱所の場合
令第17条第2項（規則第25条の9及び規則第25の10）
 - c 平家建で高層以外の特定屋内貯蔵所で、高引火点危険物のみを貯蔵する場合
令第10条第1項、第4項、第5項（規則第16条の2の6第2項）

- 13 「変更の内容」欄は、位置、構造、設備の変更項目を簡記し、項目が多い場合は、「別紙のとおり」として別紙に記入する。
- 14 「変更の理由」欄は、概要を簡記する。
- 15 「着工予定期日」、「完成予定期日」欄は、「許可後即日」及び「着工後何日」等と記入する。